



住宅改修への支援を行います



空き家を住宅としてリフォームする費用や解体する費用を補助します。

申込開始日 4月3日(月)

※予算に達し次第締め切り

申込方法 申請書(市ホームページまたは担当窓口にあります)に必要書類を添えて、着工前に建築住宅課へ

問合せ先 建築住宅課(☎2072)



▲詳細は
こちら

■空家活用支援事業補助金

対象 空き家をすでに所有または居住する目的で購入し、市内事業者に発注してリフォームする人

対象建物 1年以上空き家の個人所有物件
※共同住宅、長屋住宅、賃貸住宅を除く

補助額 20万円以上の費用に対し10%を補助(上限30万円)

加算額 次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、補助額に20万円を加算します

- ①居住誘導区域内のもの
- ②市外転入者
- ③若者夫婦世帯
- ④若者パートナーシップ宣誓世帯
- ⑤子育て世帯

■空家解体事業補助金

対象 空き家の所有者またはその相続人で、空き家の全部を市内事業者に発注して解体する人(他にも要件があります)

対象建物 1年以上空き家の個人所有物件

補助額 20万円以上の費用に対し10%を補助(上限20万円)

加算額 次の①～⑥のいずれかに該当する場合は、補助額に10万円を加算します

- ①昭和56年5月31日以前に建築された
- ②緊急輸送道路に面している
- ③1年内に購入した
- ④居住誘導区域内にある
- ⑤接道状況の悪い敷地にある
- ⑥空き家の過半が狭小地内にある

空き家リフォーム・解体費用補助

空き家の改修・解体を検討中の人へ



脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、住宅の省エネルギー化のためのリフォームに対する補助を新たに実施します。過去に他のリフォーム補助を受けている人も申請できます。

対象 次の両方に該当する人

- ①市内に住民登録をしている個人
- ②市税を滞納していない

対象建物 自己が居住する個人住宅

補助要件 次の両方に該当すること

- ①市内事業者に発注する
- ②工事着手前(着工前)である

補助対象となる工事 別表のとおり

補助額 20万円以上の費用に対し5%を補助(上限10万円)

申込方法 申請書(ホームページまたは担当窓口にあります)に必要書類を添えて、着工前に建築住宅課へ

申込開始日 4月3日(月)

※予算に達し次第締め切り

問合せ先 建築住宅課(☎2072)



▲詳細は
こちら

(別表) 補助対象となる工事

種類	内容
外装改修	屋根の塗装、防水など 断熱、遮熱性能があるもの
	外壁の張替、塗装など
	開口部に係るもの
内装改修	床、壁、天井など全般 断熱性能があるもの
	給排水衛生設備 節水、節電または高効率のいずれかになるもの
	空気調和設備 節電、省エネまたは高効率のいずれかになるもの
設備改修	電気設備 上記に付随するもの
その他改修	上記以外の断熱、省エネ、高効率となるものおよびこれに付随するもの

※申請時と完了時に、省エネ化が分かる資料が必要です

※補助対象とならない工事の一覧は、ホームページを確認してください

※補助対象になるか不明な場合は、建築住宅課に問い合わせてください

住宅エコリフォーム補助

住宅の省エネルギー化を検討中の人へ